

第7章 情報（インターネット）

第1節 インターネット等をめぐる問題対策の推進

1 青森県青少年健全育成条例に基づくインターネット利用環境の整備

インターネット上の有害情報から青少年を保護することを目的に、条例を平成18年10月に改正（規定の新設）し、平成19年4月1日から施行した。

保護者や事業者等は、青少年がトラブルに遭わないよう、フィルタリングソフトの活用や情報提供などに努めなければならないこととされている。

※条例第21条の2の内容

- 保護者や学校の関係者等の青少年の育成に携わる者は、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- インターネットカフェや公共施設等でインターネットを入場者に利用させる者は、フィルタリングソフトの活用等の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- インターネットに接続する端末設備（パソコン等）の販売業者やプロバイダ等のインターネット事業者は、フィルタリングソフトの活用等に係る情報提供により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。

2 合同サポートチーム（STEPS）の活動

県教育委員会及び県警察本部は、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチーム（STEPS）を結成し、学校や団体の要望に応じた人数を派遣し、少年非行防止、犯罪被害防止などの取組を支援している。

令和6年度中、スマートフォン等を利用したインターネット関連の犯罪被害防止を目的とした派遣が28件あり、その派遣では県内の児童生徒や教職員、保護者に対して県内の現状を説明するとともに、加害者、被害者にならないために心掛けるべき点やトラブルに巻き込まれた際における対応法などについて、最新情報を取り入れ、発達段階に応じて講話を行っている。

3 インターネットに関する情報の監視

県教育委員会では、携帯端末が関係するいじめや生徒指導上の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、ネット通報窓口専用サイトを開設するとともに、平成22年度からインターネット上の児童生徒が関係する情報の監視を実施している。インターネットの監視については、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の普及に対応し、平成26年度からソーシャルメディア等監視員を配置し、児童生徒に關係する不適切な情報があった場合は、速やかに学校及び関係機関と連携を図り情報の削除や学校への支援に努めている。

また、県警察本部では、少年警察ボランティアの中から2人を「サイバーボランティア」として指定、県内の大学生を「サイバー防犯ボランティア」として委嘱し、サイバーパトロールや小学校、中学校、高等学校におけるネット犯罪被害防止講話等を実施している。

4 青少年のネットセーフティ加速化の取組

青少年が安全・安心にネットを利用できるようにするため、家庭のネットルールづくりを推進するとともに、高校生のネット犯罪被害・加害ゼロ対策として、高校生対象の研修会開催や広報啓発活動を実施しているほか、民間事業者との連携強化に取り組んでいる。

【県民活躍推進課】

青少年及びその保護者を対象として、SNS広告配信による注意喚起と、SNS広告から詳細情報につながる「ランディングページ」で青少年のネットセーフティに関する情報発信を行っている。

また、インターネット利用の低年齢化に対応して、未就学児の保護者を対象とした啓発活動や携帯電話等販売事業者への協力要請のほか、行政、民間事業者、関係団体等によるワーキンググループを設置し、今後の取組等について検討をしている。

- (ア) SNS広告配信・ランディングページでの情報発信
- (イ) 家庭のねっとるーるづくり推進の啓発マグネット（9,000個）の作成
- (ウ) 携帯電話等販売事業者に対する協力要請（フィルタリング啓発リーフレット（8,000部）の作成と配布
- (エ) ワーキンググループの設置

【警察本部人身安全対策課】

令和5年度から「高校生のネット犯罪被害・加害ゼロ対策」として、少年非行防止JUMPチーム員（高校生）及び少年警察ボランティア等を対象に、ネットリテラシー向上を目的とした研修会等を実施しており、令和7年度は県内3ブロック（青森・八戸・弘前）から高等学校3校を選出し、最新の情勢を踏まえたミニ研修会開催と、開催校のJUMPチーム員による同世代に向けたSNS広告掲載用CM動画を制作した。

【学校教育課】

学校の要請に応じて、情報モラル教育に関する講演を実施した。

実施実績は、**第2-7-1表**のとおり。

第2-7-1表 情報モラル教室実施実績

	R 4	R 5	R 6	R 7 [※]
小学校	12	15	13	8
中学校	16	24	14	9
高等学校	4	5	1	6
特別支援学校	3	6	2	4
計	35	50	30	27

※ R 7は令和7年11月30日まで

資料：学校教育課